

異議申立て書

平成14年1月10日

大阪府教育委員会

教育委員長 熊谷 信昭 様
教育長 竹内 脩 様

異議申立て人34人

佐藤雅紀 井上美樹子 小川一美
(以下31人)

次のとおり異議申立てをします。

1. 異議申立て人の住所、氏名および年齢

佐藤雅紀	46歳	印
井上美樹子	51歳	印
小川一美	45歳	印

(以下31人)

2. 異議申立てに係る処分

地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条1項の規定、および大阪府教育委員会事務決済規則第3条第7項に基づく大阪府立高槻南高校の廃校(募集停止)処分

3. 処分があったことを知った日

平成13年11月16日

4. 異議申立ての趣旨

「2.に記載の処分を取り消す」との決定を求めます。

5. 異議申立ての理由

貴教育委員会は、平成13年11月16日の教育委員会会議において、「全日制府立高等学校特色作り・再編整備第1期計画第3年次実施対象校」を正式決定しました。それによれば、平成15年度より「全日制単位制」高等学校を現島上高等学校の校地に設置し、島上高等学校と高槻南高等学校は平成15年度より募集停止にするというものです。貴教育委員会は、「このことは両校の『統合整備』をするのであって、廃校にするわけではない」と述べていますが、高槻南高等学校にとっては、これが廃校処分を意味することは自明のことです。なぜなら、平成15年度より募集を停止し、平成17年度の終了をもって在籍生徒がいなくなり、その後現在の校地校舎が使用されなくなるということ、そのため高槻南高校がこれまで培ってきた伝統や校風が消えてしまうからです。しかも および で詳述するように、この処分は明白かつ不当な廃校処分です。行政不服審査法は、その第1条で法律の趣旨として「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利権益の救済を図ると

ともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と述べており、その趣旨に基づき私たちは、貴教育委員会に対して異議申立てをいたします。

さらにこの「申立て」の意味するところは、平成13年11月16日の府教育委員会会議の決定によって、行政不服審査法第二条（定義）の示す「公権力の行使にあたる事実上の（廃校に向けた様々な）行為」がすでに始まっており、これらを放置し学校教育法第4条と同法施行規則23条に基づく大阪府の最終的な廃校措置を待つことは、「国民の権利利益の救済を図る」とするこの法律の趣旨を著しく損ない、回復不可能な不利益を私たちに与えることになるという、この法律の定める基本理念に沿ったものです。

貴教育委員会が出された高槻南高校の廃校につながる「統合整備」についての説明が、大変不明確で、その理由もきわめて根拠に乏しいという点で不当な決定です。私たちは、「PTAの『申し入れ』や『手紙』」を通じて、その不当性を述べてきましたが、改めてここにその意味するところを申し述べます。

A) 「統合整備」に当たって、貴教育委員会は第2学区の各行政区ごとの平均募集学級数(平成13年度と平成15年度)を資料としてあげ、それを理由として「学校の小規模化が進む高槻市において統合・整備を実施する」と、それが客観的であるかのように述べています。しかしながら、府立高校の全日制普通科の募集は、学区ごとに行われているのであって行政区ごとに行われているわけではありません。各行政区の中学卒業生の人数をもとに募集学級数を算出すること自体に無理があります。また、高槻南高校の廃校案が決定された約一月後の平成13年10月3日、大阪府議会において、大田房江府知事は、「現在は7対3に設定している公立高校と私立高校の生徒定員の分担比率を2005年度から弾力化し、私立への進学機会を増やす」と発表しています。貴教育委員会は、私たちに対しては、公私分担比率7対3で算定した募集学級数を口実に廃校を押し付けながら、一方では高槻南高校の廃校が予定されている年度には、私立高校の収容生徒数を増やそうと府立高校の枠をさらにいっそう狭める計画を持っているのです。行政区ごとはおろか、学区規模でもこれまで予測されてきた募集学級数算定の基礎は2005年度から大きく変わります。廃校直後の年度にも変更が予定されている算式を口実に廃校処分を受ける高槻南高校関係者と2学区住民・児童生徒の不利益は回復しようがありません。このような算式をもとにした廃校理由と処分は、行政の側のご都合主義的な姿勢を示すものとして、きわめて不当なものです。豊かな公教育を享受する中で「最善の利益」を付与されるべき子どもたちの「教育を受ける権利」を大きくそこなう決定です。

B) 貴教育委員会は、その説明の中で、学校が小規模になると「活力がなくなる」ので、「生徒減少に伴って学校規模が小さくなる場合は、統合により一定の『適正規模』の確保を行う」としています。そして、この「適正規模」について「普通科高校については8学級、特色ある学校については6～7学級が適正な規模と判断している」としています。しかしながら、府立高等学校の「適正規模」についての実証的・科学的な研究がなされた事実はなく、適正規模については「教育委員会の判断」というのが唯一の根拠となります。かつて

の「1学年12学級規模」というマンモス府立高校は、こうして生まれたのです。しかも、貴教育委員会の説明の中では、平成10年の学校教育審議会の第1分科会の答申で出された「普通科については、効果的な学習指導、生徒指導、生徒の集団活動、各教科・校務による円滑な運営等の観点から、1学年6～8学級が望ましい」という記述については、一切触れられませんでした。この答申は、11月16日、廃校決定と同時に確定され貴教育委員会が発表した「2002年度の大阪府公立高等学校募集学級数(全日制普通科)」に示されているように、1校あたりの平均学級数が6.4学級という大阪の公立高校の現実を反映したものです。この答申の背景と趣旨を考えれば、「普通科高校の適正規模が8学級」とする貴教育委員会の判断はきわめて不適切で、「大阪の公立高校はすべて小規模化の弊害を持つ」という主張になります。また、「小規模化の弊害を防ぎ活力ある学校づくりを進めます」と述べていますが、その弊害について貴教育委員会が説得力あるデータをもって具体的に説明されたことはありません。

- C) 貴教育委員会は、第2学区における今回の「統合整備」にあたって、「高槻市内において、特色づくりへの取り組み実績、特色ある学校の地域バランス、志願状況、地域的な近接性、交通の利便性、施設状況等の客観的条件を総合的に判断して島上高校と高槻南高校を統合整備の対象とする。」と、こう述べています。そのための判断資料として「高槻市内7校の状況」(一覧)を学校関係者に示しています。しかし、これらの「統合整備」(高槻南高校廃校)理由や一覧資料は、高槻南高校廃校を決定づける合理的根拠を何ら示すものとはなっていません。

なぜなら、(A)でも述べましたが、高校入試選抜に学区制をとっている限り、高槻市内に限定して高校比較を行い、「特色づくりやその地域バランス」「地域的な近接性や交通の利便性」を論ずることは、その前提条件からして無理があり、合理的な結論を導くものとはなりえません。大阪府においては中学区制が基本であるのに、存在しない小学区(制)を基準に府立高校の存廃を論じる貴教育委員会のやり方は、生徒・保護者への学習権・教育権の「制度保障」という点で、教育行政として首尾一貫性に著しく欠け、かつ無責任です。さらに、その首尾一貫しない条件設定のもとでの「説明」においても、高槻南高校の「廃校処分」を導く、公正かつ客観的な理由を示すものとはなっていません。貴教育委員会事務局が言う「国際理解教育を早くから推進し、学力の向上と個性の伸張を図り、希望の進路を実現できる能力を身につける指導の充実に取り組んでいる」ということは、存続理由になることがあっても、廃校処分理由になるものではありません。11月16日の府教育委員会審議における「高槻南高校は、府立高校の象徴・・・いろんな課題を抱えた府立高校の中で貴重な存在」(教育委員)という発言とあわせ、廃校決定はまさに論理矛盾であり不当なものです。

- D) また、計画案では、高槻市内に限定した地域バランス(南北)においても、高校配置の極端なアンバランスを招くものとなっています。根拠として挙げられた「志願状況」についても、高槻南高校は2学区では依然として根強い人気があり、茨木市などからの入学者も26.4%(平成13年度)に及んでいます。貴教育委員会が行い発表した「教育改革プログラム策定に係る意見集約」(平成11年5月)においても、府民・生徒・保護者・教員の86%は、「入りたい学校を選択できるようにすべきだ」という意見を持っており、生

徒の74%が、単位制高校ではなく「普通科高校を望んでいる」ということが明らかになっています。多くの人が認めるように「府立高校の象徴の一つ」「文武両道で調和の取れた癒し系の学校」として、高槻南高校は「入りたい学校」の代表格と言ってよい高校です。このような意味で、今回の廃校処分は、合理的・客観的な理由を欠いた不当なものです。

- E) 貴教育委員会の「再編整備第1期計画」は平成11年4月の「教育改革プログラム」に基づき策定されています。貴教育委員会教育振興室は、これまで私たちに対して、この「教育改革プログラム」の実施を通じて、「中途退学の克服、国際化・情報化に対応する能力を身につけることなど、様々な高校教育の課題を解決する」と説明してきました。高槻南高校がこれらの教育課題についても早くから対応し高い実績を挙げてきたことは、貴教育委員会の方々を含め、多くの教育関係者の知るところです。高槻南高校における中途退学者は、府立高校では最小です。スポーツ活動では、府立高校トップレベルの水準と実績です。貴教育委員会が、「教育改革プログラム」において目標とし、創造しようとする高校が、現にここに存在するというのに、その高校を廃校にしようとする強引な決定に及んだことは、まさに自らが掲げた改革理念への背反であり矛盾のきわみです。今回の決定はこのような意味においても、きわめて不当であります。

高槻南高校関係者等への理解とコンセンサスを得ていない決定であるという点で不当な決定です。以下、その理由について申し立てます。

- A) 8月30日の大阪府教育委員会会議に高槻南高校の廃校案が出される前に、本校関係者に一切の説明もありませんでした。しかもその説明をしなかった理由というのが、「案の公表前には、意見聴取をすとかえって地元で混乱を招く。府教委の責任で、校長から状況を聞き、案として示し、その後意見を聞き、決定する。・・・今の手法がベスト」(佐藤副理事、10月25日、府教育委員会議)「組み合わせを事前にオープンにすることは出来ない。ひっくり返ってしまう」(網倉教育監、同日、同会議)というものでした。学校関係者や府民が、地域と府民の共有財産である府立高校の存廃について意見や要望を述べることを否定するようなこれらの主張は、「ひらかれた府政(学校)」を貴教育委員会自らが否定していることを示しています。このような府民意思を無視した廃校案の決定は明らかに不当です。

島上高校は平成10年度より、単位制高校への移行を検討していましたので、この決定は基本的にその要望に沿ったものでした。しかし高槻南高校関係者すべてにとっては予想だにしないことでしたのでそれは衝撃的なものでした。貴教育委員会は、これらの事情を熟知していたはずですが、貴教育委員会の事前説明の欠如と関係者への秘密主義が、今回の大きな混乱を招いたことは明白です。このように地元に対して十分な理解を求めず、関係者・住民とのコンセンサスにも欠けた状態にありながら8月30日、高槻南高校廃校案を提出し、正式の案として確定したということが、府民無視からくる重大な瑕疵と誤り、致命的な判断ミスとそれに伴う大きな混乱を生じさせたのです。

- B) この案が出されて以降、貴教育委員会による高槻南高校関係者への説明会が3回行われました。10月10日(PTA向け)、10月26日(同窓会向け)、11月3日(PTA及び同窓会向け)です。貴教育委員会及び府教育委員会会議

に参加された皆さんは「この説明会をもって十分に説明責任を果たした」と判断されているようです。しかしながら、皆さん方の度重なる説明にもかかわらず、いずれの説明会においても出席者の理解は得られていません。貴教育委員会が説明を何度繰り返しても、学校関係者から終始理解が得られないということは、貴教育委員会が、この廃校案そのものに客観的、かつ合理的な理由と根拠を示していないということの証明です。いかにその権限を嵩（かさ）に決定を強行したとしても、高槻南高校関係者をはじめとする府民によって、その廃校計画は依然として理解されていません。一方的な説明をすることで「説明責任」を果たしたとする貴教育委員会の姿勢は、府民の行政を預かる行政機関として大きな誤りであり、府民参加の行政否定の手法を「ベターだ」とした決定にはそのプロセス上、重大な瑕疵があります。

- C) 9月27日に高槻市議会より「高槻市における府立高校の再編整備についての意見書」が出されました。この意見書の中には、「大阪府は、地域状況を深く勘案し、高槻市や地元教育関係者の意見・要望を十分に踏まえたものとなるよう強く要望する」とあります。また、11月13日に高槻市長より「高槻市における府立高等学校の再編に当たっての要望書」が出されています。この要望書の中では、「計画案を策定され、公表するまでの間に地元市に対して一度の事前協議も無かったことにつきましては、誠に残念で極めて遺憾に存する次第であります。」「本市との十分な協議をされることを強く要望する次第でございます。」とあります。高校再編計画の算定を学区ごとではなく、行政区ごとに算出して、行政区毎に「統合」をしていく計画方針を持ちながら、地元市に対してなんら協議を尽くしてこなかったという高槻市当局による事実の公表は、廃校計画案策定過程の不透明さと理不尽さを物語るものです。高槻南高校設立時における校地買収等で、高槻市と地元住民が熱心に協力したという過去の経過を忘却し、かつ高槻市の行政計画を無視したこのような行政決定は、府民や地元市の願いや事情を省みない不当な決定であり、その瑕疵は大きなものです。
- D) 11月16日の大阪府教育委員会議を前に、高槻南高校のPTA及び生徒会は貴教育委員会及び教育委員に対して要望をだしていました。その要望というのは「統廃合問題に対する私たちの訴えとお願い」(11月9日付け)という文書としても提出しています。その内容は 私たちの訴えを委員の皆様自身で確認してください。生徒の思いや考えを直接聴く機会を持ってください。そのために11月16日の決定を延期してください、というものでした。これらの要望は、「行政決定を行う上で府民の要望や意見を聞く」という基本的な行政姿勢を求めたものでした。私たちのこれらの要望は、「行けば情が移る」といった発言が教育委員の中からもなされたように、まったく理由にならない理由で拒否されたのでした。府教育委員の皆さんのこのような閉鎖的な対応は、府民の税金からその報酬を得ている教育委員としての姿勢としては大変不誠実なものです。また、「子どもの権利条約」に定める規定にも反するものです。なぜなら「子どもの権利条約」の第3条では、「子どもに関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。」とあり、同第18条では、「(国家及び行政当局が) 児童の養育および発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」

としているからです。行政決定プロセスの瑕疵は重大なものです。

- E) 高槻南高校 PTA など学校関係者が、11月15日の署名提出のため貴教育委員会を訪れた際、16日の府教育委員会議の席上で16万人分にも達する署名が示す要求内容と提出数を、口頭で報告するという約束を貴教育委員会は行いました。しかし、当日の会議でこれらは口頭で報告されませんでした。貴教育委員会が責任を持って約束をしたことが守られなかったことに、私たち異議申立人をはじめ多くの関係者が憤りをおぼえ、かつ約束を簡単に反故にされたことに対し府民としての権利を侵害されたという思いを強くしています。また11月15日には、「高槻南高校の生徒たちが提出したすべての署名用紙を、教育委員会議の席上に置いて欲しい」という要望を出していましたが、これに対し貴教育委員会側は「そのようなことはできない」と拒否の態度を繰り返すばかりでした。これらの点からみて、今回の決定は、住民、学校関係者の意向をまったく無視した貴教育委員会による一方的な決定であり、不当なものであると言わざるを得ません。

それはまた、貴教育委員会の再編統合案（高槻南高校廃校処分）に対し、きわめて短時間で集約された16万人分にも上る高槻市及び茨木市を中心とする大阪府民の明確な反対意思を、最終決定の府教育委員会会議においてこれらを考慮し、尊重することもなかったということの意味しています。少なくとも11月16日の最終決定にあたっては、「特定高校単体の課題としては異例なほど多数のこの住民意思を如何に考えるべきなのか」「府教育委員会の廃校案（平成13年8月30日）に対して、何故これだけの反対意思が短時間で示されることになったのか」を、教育行政の責任ある立場として、客観的・合理的視点にたって、慎重に審議されるべきでした。貴教育委員会の決定は、高槻南高校および高槻市などの行政関係者に対する事前の説明や意向打診が一切なかったばかりか、廃校案提示後に示された学校関係者・高槻市当局、および多数の住民意思を、11月16日の決定内容にまったく反映させなかったという点で、その決定上重大な誤りがあります。

以上述べましたように、今回の決定が不当な地方教育行政の決定であることは明白でありますので、3の「異議申し立ての趣旨」にありますように、処分決定の取り消しを求めます。

6. 教示の有無
ありません

7. 意見陳述について

今回の私たちの「異議申立て」について、異議申立て人による貴教育委員会に対する意見陳述の機会が設けられますよう要望します。

8. 資料

- 高槻市における府立高校の再編整備についての意見書
- 高槻市における府立高等学校の再編に当たっての要望書
- 貴教育委員会からのメール回答

